

障害者の権利条約に至る沿革

—一般原則からの整理および子どもの権利条約との比較—

- 川崎医療福祉大学 松本 優作 (009037), 種村 暁也 (川崎医療福祉大学・010093),
岡正 寛子 (川崎医療福祉大学・005744), 中川 智之 (川崎医療福祉大学・10079),
森本 寛訓 (川崎医療福祉大学・005813), 橋本 勇人 (くらしき作陽大学・003560)

キーワード3つ：障害者の権利条約、一般原則、子どもの権利条約

1. 研究目的

本研究の目的は、障害者の権利条約に至るまでの沿革を一般原則の観点から整理するとともに、子どもの権利条約との比較を通して、障害者の権利条約における形成過程の特徴を明らかにすることである。筆者らは先行研究において、子どもの権利条約に掲げられる「最善の利益」や「意見表明権」等の4原則が、国際人権規約や各種宣言等を通じて段階的に発展してきたことを指摘している。本研究では、このような子どもの権利条約にみられる歴史的変遷が、障害者の権利条約においても同様の経緯を辿っているのか検証する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、まず障害者の権利条約における一般原則の形成過程の沿革を追跡する。一般原則は条約原文では、第3条(a)から(h)において8項目示されている。本研究においては、日本国憲法の観点および外務省の見解を踏まえて、「障害者の尊厳」、「自律および自立の尊重」、「無差別」、「社会への完全かつ効果的な参加および包容」の4つに分類する。これら4つの原則が障害者をめぐる国際的な動向のなかでいつ登場し、どのような変遷を遂げてきたのかを明らかにする。次に、子どもの権利については岡正ら(2025)の研究を基に、障害者の権利と子どもの権利の歴史的な変遷や権利内容の異同を整理・検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献を検討するものであり、倫理的配慮における記載の必要がない。また本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はない。

4. 研究結果・考察

(1) 一般原則からの整理 事実・視点・分かったこと

障害者の権利に関する国際的な枠組みは、4つの原則を軸に、その歴史的変遷をまとめたものが表1である。一見すると人道的理念に基づいて発展してきたように見えるが、その初期段階では、国家の安定や資本主義秩序の維持といった戦略的意図が背景にあった。例えば1870年代のドイツ帝国では、1870年普仏戦争の傷痍軍人対策として、ビスマルクが疾病保険(1883年)、労災保険(1884年)、老齢・障害保険(1889年)を制度化し、世界初の社会保険制度を構築した。これらの制度には尊厳の保持や平等な給付などの理念が含まれていたが、障害者の権利を直接保障するものではなく、あくまで労働力保護と社会主義対策が主眼であった。

その後の、第一次世界大戦においても傷痍軍人への補償の一環でリハビリテーションの概念が生まれ、障害のある者への公的支援の正当性が社会的に承認される契機となった。また、第二次世界大戦後にはナチズムへの反省から、1948年には「すべての人間は、生まれながらにして尊厳と権利とにおいて平等である」と謳う世界人権宣言が国際連合において採択された。この宣言で掲げられた「尊厳」「平等」「自由」の理念は、その後の人権保障の基盤となるものであるが、この段階で想定されていた人権体系は、依然として「大人の健常者」を主たる対象としており、障害者の権利はその延長線上に「同等な権利の適用」として位置づけられた。また、1975年には国連総会において「障害者の権利宣言」が採択され、初めて障害者に固有の4つの原則が明示された。さらに、1981年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」が国際社会の行動目標として掲げられ、各国の政策や法制

度の見直しを促す契機となった。

このように、障害者の権利は、歴史的には段階的に積み重ねられてきたものの、障害者の権利条約の一般原則においては、法的文言として一斉に確立され、制度的に同時に発動されるかたちで明示されたという点に、本条約の歴史的かつ構造的な特徴があるといえる。

表 1 障害者の権利と歴史的変遷

年号	出来事	障害者の尊厳	自律及び自立の尊重	無差別	社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
1870年～1871年	普仏戦争	国家の安定と資本主義の維持のために、労働者層の支持を戦略的に取り込むことを狙った			
1883年1884年1889年	疾病保険法・労働者災害保険法 廃疾・高齢保険法	障害者の権利保障ではなく労働力保護と社会主義対策が主眼			
1914年～1918年	第1次世界大戦	傷痍軍人対策の中でリハビリテーションの概念が成立			
1939年～1945年	第2次世界大戦	ナチズムの人権侵害の反省から、人権の尊重という考えが国際的に強調			
1948年	世界人権宣言	前文, 1条, 5条他	13条,15条,16条※1他	1条,2条,7条	22条※2,27条他
1966年	国際人権規約	A規約13条,B規約10条他	A規約6条※3, B規約19条※4他	A規約7条,10条, B規約20条他	A規約13条,15条, B規約23条他
1975年	障害者の権利宣言	3条他	5条他	2条,9条他	7条,9条他
1981年	国際障害者年	スローガンは「Full Participation and Equality（完全参加と平等）」			
2006年	障害者の権利条約	前文, 1条, 3条a他	前文,3条a, 7条,19条他	前文,3条b, 4条,5条他	前文,1条, 3条c,9条,19条他

※1「自由」と記載あり、※2「包摂」と記載あり、※3「自己実現」と記載あり、※4「自由」と記載あり

(2) 子どもの権利条約との比較

岡正ら（2025）は、子どもの権利条約のいわゆる 4 つの一般原則（「子どもの最善の利益」「生命、生存および発達に対する権利」「差別の禁止」「子どもの意見の尊重」）から同様に分析を行った。その結果を整理したものが表 2 である。分析の結果、障害者の権利条約とは異なり、子どもの権利条約における 4 原則は同時に提示されたものではなく、それぞれ異なる時期に段階的に示されてきたことが明らかとなった。また、同一の権利原則であっても、時代ごとにその内容や意味づけが変容している点も確認された。すなわち、子どもの権利条約においては、各原則が歴史的文脈の中で発展し、特に「子どもを権利の主体とする」という理念が、時間をかけて徐々に社会に受容されていった過程が浮かび上がっている。

表 2 子どもの権利と歴史的編成

年号	出来事	子どもの最善の利益	生命、生存及び発達に対する権利	差別の禁止	子どもの意見の尊重
1909年	ホワイトハウス会議		【生存】2,9		
1924年	児童の権利に関する ジュネーブ宣言	<狭義> 前文	【発達】2条		
1948年	世界人権宣言		【生命】3条	1条,2条,7条	
1959年	児童権利宣言	<広義> 前文,2条,7条	【生存・発達】2条,4条	1条	
1976年	国際人権規約		【生命・生存】11条,12条	B規約24条	
1989年	児童の権利に関する条約	3条	【生命・生存・発達】6条	2条	12条

また、橋本（2025）は、子どもの権利について、「①子ども（未成年者）も国民に含まれる（人権の享有主体性）、②人権制約根拠としては限定されたパターンリスティックな制約であり、③関係する新しい人権の範囲は一般的な行為ではなく人格的利益等に限られるということである。」としており、①、②、③とそれぞれ段階を踏んで少しずつ子どもの権利を認めてきていることが確認されている。

他方、障害者の権利条約では、4 つの原則が一斉に条文化されており、包括的に整備されたことが特徴である。このように、両条約は人権の拡張という点で共通しているが、成立の過程や原則の示され方には違いがある。今後は、これらの原則が現場でどう活かされているかも検討する必要がある。

引用文献・謝辞

岡正寛子・橋本勇人・中川智之・ほか（2025）「子どもの権利条約に至るまでの「子どもの権利」の変遷—いわゆる 4 つの一般原則と労働，家庭，保育・教育の観点からの整理—」『川崎医療福祉学会誌』34（1）.303-310.

橋本勇人（2025）「日本国憲法から見た子どもの権利条約：第 3 条・第 6 条・第 2 条・第 12 条を中心として」中川智之・森本寛訓・岡正寛子・ほか『子どもの権利について考える—子どもの権利の歴史的変遷・日本国憲法との関係・こども家庭庁の実践— 日本保育学会第 78 回大会発表論文集』（長野県立大学），J71-72.

本研究は、公益財団法人橋本財団の第 7 回（2024 年度）福祉助成金（研究助成）、JSPS 科研費 25K06133、25K06089 の助成を受けたものです。記して謝意を表します。